

空き家対策と相続登記等

に関する説明会・相談会

日時 令和7年11月22日(土)13:00～

会場 長崎市消防局5階講堂(長崎市興善町3-1)

説明会

長崎市の空き家対策等と相続土地国庫帰属制度、相続登記の義務化のポイントをご説明します。
また、空き家と損害保険(火災保険)の関係についてご説明します。



相続登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

定員
100名
予約制

13:00～13:35

長崎市の空き家対策について

(説明)長崎市役所



13:35～14:00

相続土地国庫帰属制度について

(説明)長崎地方法務局

14:00～14:25

相続登記の義務化について

(説明)長崎地方法務局

14:25～14:45

空き家と損害保険について

(説明)三井住友海上火災保険(株)

相談会

相続登記、遺言、国庫帰属制度、境界問題、空き家対策等について、司法書士・土地家屋調査士・法務局職員・市職員が相談に応じます。

定員30組
予約制

15:30～18:00

相談会(相談無料)

相談時間は一組25分以内

【予約受付期間(先着順)】

11月4日から11月19日まで

※説明会、相談会ともに無料・要予約

【ご予約・お問合せ】

長崎県司法書士会

☎095-823-4777

(受付時間 平日9:00～17:00)